

## 介護福祉士国家試験の受験機会の拡大（概要）

### （あっせんに基づく措置状況）

- 1 介護福祉士制度については、従来の身体介護にとどまらない認知症の介護等の新たな介護サービスへの対応など、近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化への対応が求められており、介護福祉士の資質の確保・向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で平成 24 年度を目途に資格取得方法を一元化する等の見直しを行っているところである。
- 2 中でも介護福祉士国家試験については、社会保障審議会福祉部会より、「資格取得方法の一元化を図っていく以上、介護福祉士の資質の確保及び向上のためには、国家試験の在り方についても検討を行っていくべき」と指摘されており、今後、介護福祉士として必要な知識及び技能を総合的に評価できるよう、例えば単に知識を問うのではなく、介護に関わる理念の理解や状況に応じた判断力を確認できるような出題基準、合格基準の設定方法等も含めて、国家試験の在り方について、専門家・実践者による作業チームを設け御議論いただくこととしている。
- 3 貴省のあっせんにおいて指摘のあった受験回数の増加等の受験機会の拡大についても、
  - ・今後、介護福祉士を取り巻く情勢や制度見直しによる受験者数の動向、合格率の推移等その状況を見極める視点
  - ・受験回数を増やすことに伴うコスト増による受験料や受験者数への影響等を踏まえて、上記国家試験の在り方を検討する作業チームでの検討課題の 1 つとして御議論いただき、必要な見直しを行っていくこととしてまいりたい。
- 4 また、受験者ができるだけ身近な都道府県で受験できるよう、これまでも例えば平成 17 年度介護福祉士国家試験が 12 都道府県であったが、平成 18 年度には 19 都道府県で行う等試験実施都道府県数

を拡大するとともに、受験料についても平成 17 年度には 13,300 円であったが、平成 18 年度には 12,800 円に引き下げを行っており、当面は、平成 20 年度試験の実施都道府県数等について検討することとしているが、今後とも、引き続き受験者数の動向、受験者の利便等を踏まえて、こうした取組の検討も含めて、受験機会の拡大に取り組んでいくこととしてまいりたい。

**(平成 20 年 3 月 25 日回答)**